

設計変更審査会要領

(目的)

第1条 設計変更審査会（以下「審査会」という。）は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性の審議及び工事一時中止等の判断等を行う場として開催する。

(対象工事)

第2条 審査会の対象工事は、監督職員と受注者間での協議が未成立なもの。また、必要に応じて重要な変更を伴う案件とする。

その他、受注者より申し出があり、委員長が開催を認めた場合はこの限りではない。

【重要な変更事例】

- (1) 重要な構造物等の形状変更が生じた場合。（基礎形式の変更も含む）
- (2) 大規模な仮設の変更を伴う工事。（任意仮設含む）
- (3) 大幅に工事内容及び工法等の変更が生じる工事。
- (4) 牛久市契約事務手続要綱第24条に定める規定の範囲を超えるもの。（下記参照）
- (5) その他、重要と認められる工事。

牛久市契約事務手続要綱（抜粋）

（設計変更の範囲）

第24条 設計の変更は、現に履行中の工事等と分離して履行することが難しく困難なものを除き、変更する予定金額が次の各号に掲げる額を超えて行ってはならない。ただし、特に指定する工事等については、別に指示するところによる。

- (1) 当初の契約金額が5,000万円以下のものにあつては、当該金額の100分の30に相当する額
- (2) 当初の契約金額が5,000万円を超え1億円以下のものにあつては、当該金額の100分の25に相当する額に250万円を加算した額
- (3) 当初の契約金額が1億円を超えるものにあつては、その都度決裁権者と協議して定める額（ただし、当該金額の100分の30に相当する額を超えることはできない。）

(組織)

第3条 審査会は、下記の構成を標準として開催するものとする。

- (1) 審査会

① 発注者（発注担当部課等）※原則、下記に示す構成で開催する。

委員長：部長等

委員：次長、課長、課長補佐、監督職員、契約担当課長

ただし、委員長の指名により委員構成及び委員が委員長の代理人となることができるものとする。また、審査会において必要と認められた場合は、審査会にて調整した内容について委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

② 受注者

現場代理人、主任（監理）技術者等

※下請業者の同席は、認めないものとする。

(2) 事務局

事務局は、案件毎に発注担当課が行うものとし、審査会の開催、運営に関する事務を行う。

(審査会の開催)

第4条 審査内容等に関する事項を次のとおりとする。

(1) 審査内容

- ・審査会は、設計変更の妥当性（可・否）の審議を行うものとし、審査の対象とする設計変更の内容は、受注者より申し出のあった事項等とする。なお、審議については、可能な限り施工方法、仕様事項など具体的な内容についても受注者の意見を聞きながら審議するよう配慮する。
- ・審査会で必要な技術資料等は、簡素化に努め、受注者（内容に応じ受発注者双方で協議のうえ作成）が作成し審査に関わる説明は、受注者が行うものとする。

(2) 審査会の開催時期

- ・審査会は受注者より監督職員等に施工方法、契約変更の内容について書面にて開催申請があった場合、委員長が招集し速やかに開催するものとする。
- ・審査会の審議対象は、双方の意見に食い違いがある事項を中心とし、事前に受注者と監督職員等が協議の上で審査項目を整理するものとする。
- ・審査会は、会議形式により実施することを原則とするが、受発注者の協議により現場開催とすることもできる。
- ・審査会の資料作成に当たっては、既に提出済みの協議資料等を活用するなど省力化に努めること。

(3) 審査会の結果

- ・審査会の記録等は、事務局が議事録等を作成し、会議出席者（受注者を含む）に内容について、相互確認を行うこととする。

- ・ 審議に用いた協議資料や議事録等は、設計変更の「資料」（本工事内訳書）の一部として取り扱うものとする。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。